

多賀城市からのお知らせ

送付枚数（送り状含む）2枚

多賀城市単独での商業・生活サービス産業集積特区認定！

まちづくり促進特区の認定について

平成24年12月14日
多賀城市総務部地域コミュニティ課
☎368-1141 内線

平成24年11月29日付けで多賀城市が単独で申請していた東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画について、本日、下記のとおり、内閣総理大臣から認定され、認定書が手交されたので、お知らせします。

記

- 1 計画の名称 まちづくり推進特区計画
- 2 特区の目的等
多賀城駅周辺地区に商業、医療・福祉・介護産業、生活サービス業等を集積させ、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を目指すもの。
(別紙の概要書を参照願います。)
- 3 手交の状況
復興庁 宮城復興局 復交特区担当 参事官 小泉 智明 氏ほか1名が、午後1時30分に多賀城市役所を訪れ、内閣総理大臣の認定書を多賀城市長 菊地健次郎に手渡しした。

■このことについての問い合わせは・・・
多賀城市市長公室震災復興推進局
☎368-1141 内線261

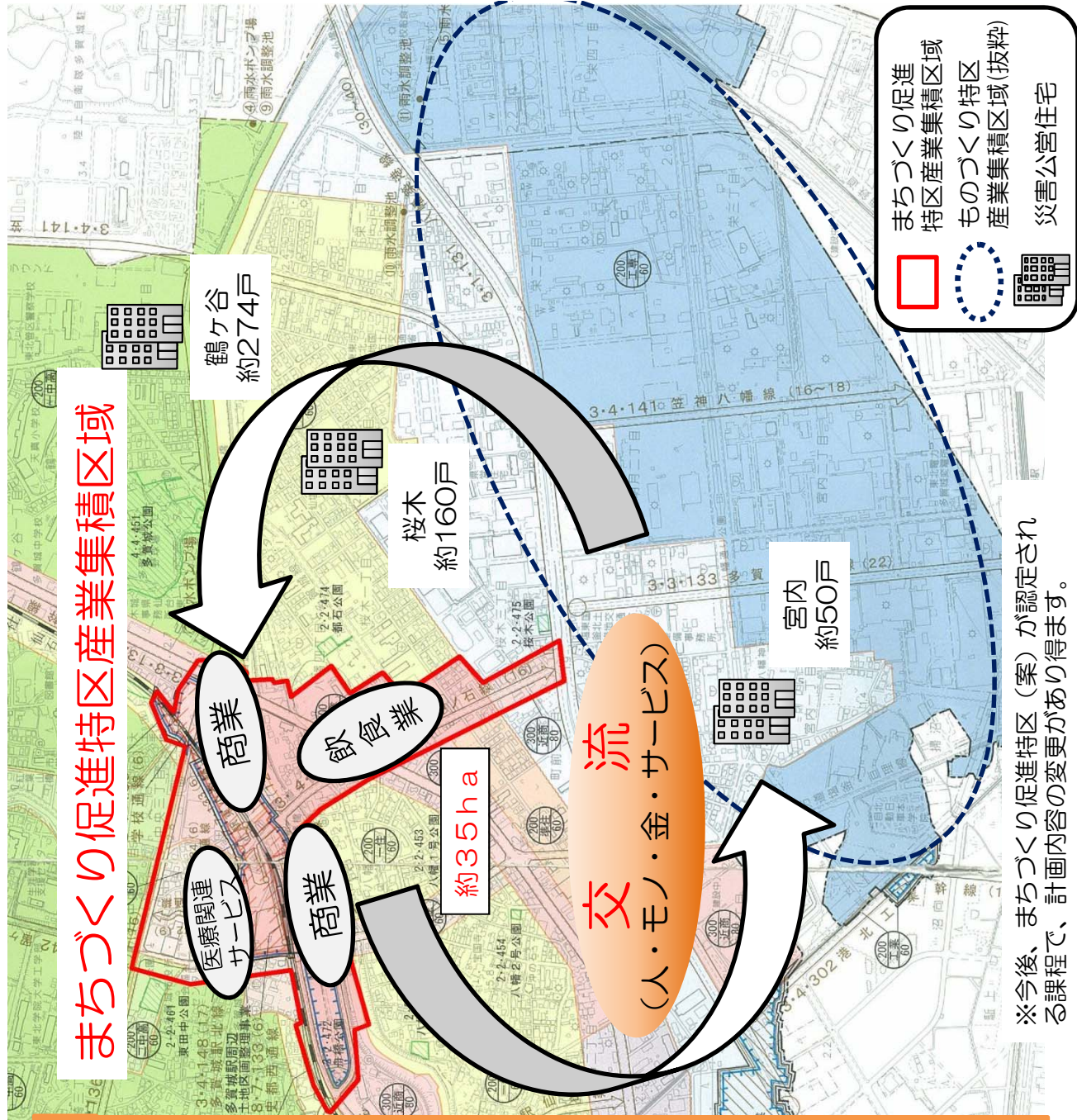
多賀城市 まちづくり促進特区(案) (商業・生活サービス産業集積特区)

まちづくり促進特区概要

- ① 目的
多賀城駅周辺地区に商業、医療・福祉・介護産業、生活サービス業等を集積させ、雇用機会の創出及び地域経済の活性化を目指す。
- ② 集積業種
商業、飲食業、医療関連サービス業など
- ③ 産業集積区域
右図赤色区域内
- ④ 特別措置 (ア～ウは選択適用)
ア 新設立地企業の法人税を5年間実質無税
イ H28.3.31までに取得した事業用施設・設備の特別償却又は法人税額控除
ウ 被災雇用者に対する給与等支払額分の10%を法人税額控除
エ 開発研究用資産に対する特別償却及び税額控除
オ 施設・設備投資に係る事業税、不動産取得税、固定資産税の課税免除

【問合せ先】
多賀城市 震災復興推進局 鈴木・佐藤
電話 022-368-1141(内261)
Mail ganbaro@city.tagajo.miyagi.jp

まちづくり促進特区産業集積区域



※今後、まちづくり促進特区(案)が認定される課程で、計画内容の変更が有り得ます。